

子どもに係る国民健康保険税の軽減措置の導入について

1 趣旨

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、子ども・子育て支援の拡充として、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置が導入されることから、未就学児に係る国民健康保険税（以下「国保税」という。）の均等割額を一律に減額し、軽減するものです。

2 改正の概要

本市の国保税は、被保険者均等割額、所得割額で構成されておりますが、少子化対策、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割額について、公費負担により5割軽減するものです。

なお、本市国保税条例の規定により低所得世帯に対して均等割額を7割、5割及び2割軽減している世帯については、条例軽減後の均等割額からその5割を軽減するものです。

この軽減措置による公費負担割合は、国1/2、都1/4、市1/4となります。

3 施行期日

令和4年4月1日から適用します。